

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	川越市 個人住民税課税事務 全項目評価書(素案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川越市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川越市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報	P 1
(別添1) 事務の内容	P 7
II 特定個人情報ファイルの概要	P 9
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	P29
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	P38
IV その他のリスク対策	P54
V 開示請求、問合せ	P56
VI 評価実施手続	P57
(別添3) 変更箇所	P58

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 ○地方税法その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち住民税(個人住民税)の賦課に関する事務。 ○住民等から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書及び市の調査を基に住民税額を計算し、賦課決定(通知書等発送)を行う。申告内容の精査、申告のない者への調査などを適時実施する。 ○住民等からの申請に基づき、賦課情報から課税証明書・非課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>以下の事務で特定個人情報を取り扱う。詳しくは、別添1参照。</p> <p>【賦課業務の流れ】 1. 既存住記システムから、住記情報を取得し対象者情報を作成する。 2. 情報元から提出される申告書等(市申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税課税システム以外のシステム(地方税ポータルセンタ(eLTAX)を経由して国税連携システム(eLTAX)・審査システム(eLTAX))経由で収集し、それらを画像及び数値を電子化(一部は委託先業者に申告書等のデータを提供し、数値の電子化の納品物と申告書等のデータの返却を受ける。)した上で住記情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した個人住民税課税ファイルを作成する。 3. 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は、情報元への税務調査を行う。 4. 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが川越市で課税となる(住登外課税)者は、既存住記システムより個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し、再度2の処理を実施する。 5. 情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携システム(eLTAX)や地方税ポータルセンタ(eLTAX)経由により、他自治体へ資料を回送する。 6. 既存業務システムより、生活保護情報等の賦課決定に必要な税務情報を取得すると同時に、既存システムに税務情報を登録する。 7. 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行う。その賦課決定の内容の税額通知等の作成のため、委託先業者に、2で作成した個人住民税課税ファイルを提供し、委託業務完了後、納付書等の納品物とデータの返却を受ける。その後、住民のうちの納税義務者・年金支払者・給与支払者へ税額通知等を送付する。 8. 決定・通知された賦課情報は、個人住民税課税システムから直接個人番号連携サーバへ連携(移転又は提供)し、その個人番号連携サーバから中間サーバへ連携(移転又は提供)する。また、個人住民税課税システムから直接既存住記システムと既存業務システムへ連携(移転又は提供)する。その後、既存住記システムと既存業務システムに連携(移転又は提供)された賦課情報は、他業務システムと連携(移転又は提供)する。 9. 納税義務者やその扶養者からの請求に応じ、各種(課税・非課税・所得)証明を発行する。 10. 必要に応じ、川越市から情報元又は他自治体へ、国税庁又は他自治体から川越市へ税務調査を実施する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税課税システム(税務システム)
②システムの機能	1. 課税対象者管理機能 ○賦課期日(1/1)時点において、本市に課税権のある住民に関する情報を管理する。 2. 課税資料データ管理機能 ○市申告書、確定申告書、回送資料、公的年金等支払報告書、給与支払報告書の課税資料データの個人特定及び管理を行う。 3. 賦課情報管理機能 ○賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ○特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の情報を管理する。 4. 期割情報管理機能 ○住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5. 異動・更正処理機能 ○所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 ○特別徴収者の退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。 6. 扶養情報管理機能 ○課税資料データから把握できる扶養関係の情報を管理する。 7. 通知書発行機能 ○普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。 8. 証明書発行機能 ○納税者(個人)単位で、非課税をも含む課税・非課税・所得証明書を発行する。 9. 他団体への通知機能 ○法令等で定められている通知書(他団体あてに地方税法第294条第3項に基づく通知や税務署連絡せん等)を発行する。 10. 公的年金特別徴収事務における、市と年金保険者との間で必要なデータの作成、取込を行う。 11. 国税連携関係事務機能 ○国税庁から送られてきた確定申告書の内容の管理を行う。 ※10及び11について、eLTAXを通じて取得したデータを個人住民税課税システムに取り込む際には、媒体を介して行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (個人番号連携サーバ、課税原本資料イメージ管理システム)
システム2	
①システムの名称	宛名システム等(宛名システムと同義)
②システムの機能	1. 納税義務者、扶養者の宛名情報の照会 2. 送付先、納税管理人、相続人など特定宛名の照会、設定 3. 住民登録外者の登録
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	課税原本資料イメージ管理システム
②システムの機能	1. 確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する。 2. 課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()

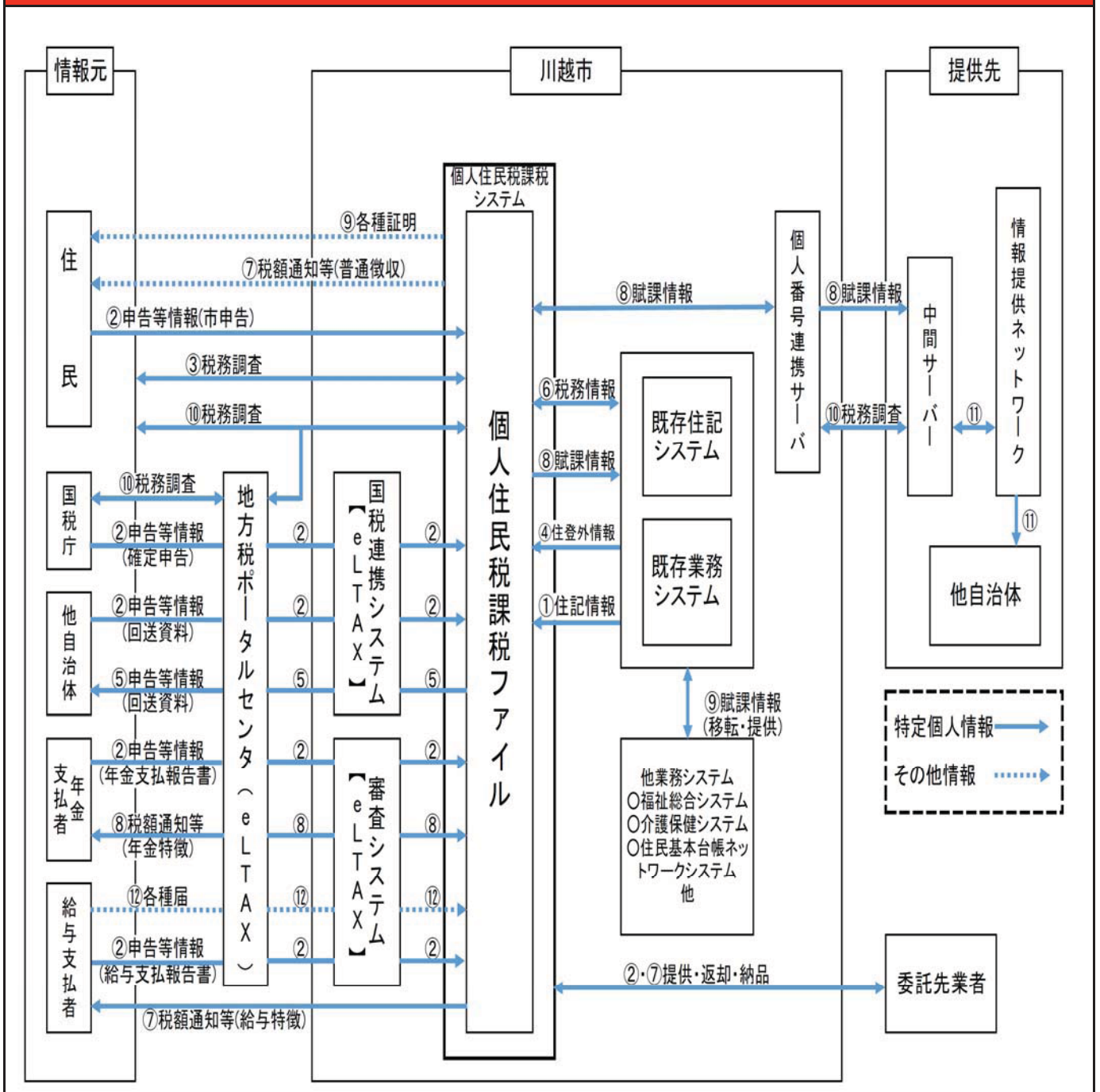
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)(個人住民税に関する部分のみ記述)
②システムの機能	<p>1. 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>2. このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>3. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>4. 審査システム(eLTAX)は、本市では税務事務の効率化を図るため、税務システムと媒体で連携している。</p> <p>5. 審査システム(eLTAX)には、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金支払者に送付する機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)、※媒体での連携のため本市の他のシステムとの接続はしていない。)</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>2. 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p> <p>3. 国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付、他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)、国税連携支援サービスシステム)</p>

システム6	
①システムの名称	国税連携支援サービスシステム
②システムの機能	国税連携システムより送信された所得税申告書等データ及びイメージデータの確認・修正を行い、そのデータを媒体を介して個人住民税課税システムに取り込むことができる。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 国税連携システム(eLTAX))
システム7	
①システムの名称	個人番号連携サーバ
②システムの機能	1. 連携情報等管理機能 ○個人番号連携サーバにおいて、連携情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 2. 中間サーバー連携機能 ○中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー)

システム8									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号の管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を管理する。 2. 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 市町村各ネットワークとの情報連携 情報提供ネットワークシステムと中間サーバー間、及び中間サーバーと宛名システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5. 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データの送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティの管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限の管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システムの管理 大量一括処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を利用して給与支払報告書等と申告書との名寄せをより正確かつ効率的に行うことにより、納税義務者に対する課税事務を適正に行うため。
②実現が期待されるメリット	1. 各種所得、納付情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 2. 所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項。 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号。
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策財政部 市民税課
②所属長	市民税課長 高木 康行
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

本市の個人住民税(市・県民税)課税事務は、情報元から収集した申告等情報により電子データ化し、税務調査及び情報連携(移転・提供)を元に課税資料データを作成し、それらを統合・賦課決定した個人住民税課税ファイルを作成・管理する。

①既存住記システムから、住記情報を取得し対象者情報を作成する。

②情報元から提出される申告書等(市申告書・確定申告書・回送資料・年金支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税課税システム以外のシステム(地方税ポータルセンタ(eLTAX)を経由して国税連携システム(eLTAX)・審査システム(eLTAX))経由で収集し、それらを画像及び数値を電子化(一部は委託先業者に申告書等のデータを提供し、数値の電子化の納品物と申告書等のデータの返却をうける。)した上で住記情報等で作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した個人住民税課税ファイルを作成する。

③申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は、情報元への税務調査を行う。

④情報元への税務調査の結果、住民登録はないが川越市で課税となる(住登外課税)者は、既存住記システムより個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し、再度2の処理を実施する。

⑤情報元への税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携システム(eLTAX)や地方税ポータルセンタ(eLTAX)経由により、他自治体へ資料を回送する。

⑥既存業務システムより、生活保護情報等の賦課決定に必要な税務情報を取得すると同時に、既存住記システムや既存業務システムに税務情報を登録する。

⑦数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行う。その賦課決定の内容の税額通知等作成のため、委託先業者に、②で作成した個人住民税課税ファイルを提供し、委託業務完了後、納付書等の納品物とデータの返却を受ける。その後、住民のうちの納税義務者・年金支払者・給与支払者へ税額通知等を送付する。

⑧決定・通知された賦課情報は、個人住民税課税システムから直接個人番号連携サーバへ連携(移転又は提供)し、その個人番号連携サーバから中間サーバへ連携(移転又は提供)する。また、個人住民税課税システムから直接既存住記システムと既存業務システムへ連携(移転又は提供)する。その後、既存住記システムと既存業務システムに連携(移転又は提供)された賦課情報は、他業務システムと連携(移転又は提供)する。

⑨納税義務者やその扶養者からの請求に応じ、各種(課税・非課税・所得)証明を発行する。

⑩必要に応じ、川越市から情報元又は他自治体へ、国税庁又は他自治体から川越市へ税務調査を実施する。

⑪給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等)に応じ、各種届出を受ける。

※⑩の税務調査等により、決定された税額に賦課更正・賦課取消等の必要が生じた場合、速やかに⑤から⑦の処理を行う。

※②の申告等情報及び⑪の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接川越市へ提出されるものも存在する。

また、同様に⑤の他自治体への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区域)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(市申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)の提出があった者及びその扶養親族。
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有。 2. 連絡先等情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録。 3. 業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定のため。 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	政策財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁 年金保険者） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の市区町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（給与支払者） <input type="checkbox"/> その他（年金支払者）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンタ(eLTAX)）	
③入手の時期・頻度	<p>1. 定期的に入手する事務 (1) 給与支払報告書、公的年金等支払報告書 ○毎年1月の報告書提出期間。 (2) 確定申告書、個人住民税申告書 ○毎年1月～3月の申告受付期間。 2. 個別に対応する事務 ○居住の実態を調査し、登録が必要と判断された場合。 ○修正申告・更正決定が発生した時点。</p> <p>【本人又は本人の代理人、民間事業者(給与支払者)、公的年金等支払者からの(インターネット回線による)入手】 番号制度が導入されると、審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日までとされている。</p> <p>【公的年金等支払者からの(DVDによる)入手】 公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、 ○公的年金等支払報告書については、1月31日まで ○特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ○特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日まで などとされている。</p> <p>【国税庁、他の市区町村からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。</p>	
④入手に係る妥当性	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に基づき、本人からの申告書及び給与支払報告書又は公的年金等支払報告書より入手する。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3に明示している。	
⑥使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行うため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、市民課、各市民センター、連絡所、証明センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

⑧使用方法 ※		<p>1. 課税対象者の情報の管理</p> <p>○賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区域)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(市申告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。</p> <p>○納税義務者より提出される課税資料を登録する。</p> <p>2. 課税事務</p> <p>○各種課税資料の合算を行い、徴収区分を決定し、課税額を決定する。</p> <p>○特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。</p> <p>○普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。</p> <p>○住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。</p> <p>○住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。</p> <p>○受け取った電子データを閲覧・印刷する。</p> <p>○受け取った電子データを個人住民税課税システムに登録する。</p> <p>○個人住民税課税システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。</p>
	情報の突合 ※	<p>○課税資料と本市保有情報を突合し、個人特定等を行っている。</p> <p>○課税情報と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。</p>
	情報の統計分析 ※	特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わず、調定、納税義務者数などの統計を作成する。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<p>[委託する] <選択肢></p> <p>1) 委託する 2) 委託しない</p> <p>(7) 件</p>	
委託事項1	個人住民税課税システムの保守・運用・改修	
①委託内容	個人住民税課税システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出、税制改正等に伴う改修作業。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体</p> <p>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税課税システムに情報が記録されている、市・県民税の課税権を市が有する者・市に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者。	
その妥当性	個人住民税課税事務の遂行にあたっては、市県民税の公平・公正な賦課に必要な範囲の特定個人情報保有している個人住民税課税システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守・運用・改修業務を行う上で、市県民税に係る納税者及び課税調査対象者のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	<p>[10人以上50人未満] <選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内で作業を行う。)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		富士通株式会社関東支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑨再委託事項	上記①委託内容と同様。
委託事項2		給与支払報告書の処理業務
①委託内容		給与支払報告書のデータバンチ
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市に給与支払報告書が提出された者。
	その妥当性	該当者突合を行うために、給与支払報告書に記載された個人番号を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		市・県民税申告書のデータパンチ
①委託内容		市県民税申告書の紙を基に個人住民税課税システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者。
	その妥当性	市県民税の賦課に係る業務の遂行のために必要なため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		特別徴収税額通知書の作成
①委託内容		特別徴収税額通知書のデータ印刷、裁断及び封入封緘。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者。
	その妥当性	個人住民税課税の特別徴収対象となる給与所得者に通知するために必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()

⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		市県民税納税通知書の作成、封入封緘
①委託内容		市県民税納税通知書のデータ印刷、裁断及び封入封緘。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者。(特別徴収義務のある事業所に勤務する給与所得者を除く)
	その妥当性	納税義務者(個人住民税の特別徴収対象となる給与所得者を除く)に通知するために必要である。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)
⑥委託先名		AGS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務
①委託内容		審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の保守作業等のサービス。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して申告する納税者、給与支払報告者から給与の支払いを受けている者及び公的年金等受給者、所得税申告者等。
	その妥当性	国税連携データ受信サーバを、委託共同型により利用しているため。

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)	
⑥委託先名	TKC株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7	国税連携支援サービスシステムの運営に関する業務	
①委託内容	国税連携支援サービスシステムの保守作業等のサービス。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	所得税申告者。
	その妥当性	国税連携システムより送信された確定申告データ及びイメージデータの確認・修正を行い、そのデータを媒体を介して個人住民税課税システムに取り込むことができる。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(事前に公表されていないものについては、問合せがあれば回答可能)	
⑥委託先名	TKC株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (61) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (23) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2。
②提供先における用途	別紙1のとおり。
③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報。
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度。
提供先2	○厚生労働大臣(日本年金機構) ○厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ○地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等。
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に、特別徴収して納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額。
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	○年金特徴停止通知 年12回 ○特別徴収税額通知 年1回(7月)

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条。
②提供先における用途	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額。
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN、専用線。)
⑦時期・頻度	該当者が判明した都度随時送付する。
提供先4	他の市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号。
②提供先における用途	個人住民税の賦課徴収。
③提供する情報	本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で賦課しない、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払いを受けた者及び所得税申告者等。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	他市区町村が賦課する者であったことが判明した都度随時送付する。
提供先5	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4。
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税を給与の支払をする際に、特別徴収して納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者。

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN、インターネット回線)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時。
提供先6	教育委員会教育財務課
①法令上の根拠	番号法第19条第9号。
②提供先における用途	学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提供する情報	市・県民税関係情報。
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先1	保育課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目8に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。

移転先3	健康づくり支援課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目10に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する各種予防接種対象者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先4	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目12に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する各種予防接種対象者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先5	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目15に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する生活保護対象者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。

移転先6	政策財政部収税課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目16に基づく利用。
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する各種市税賦課対象者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。

移転先7	建築住宅課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目19に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する公営住宅入居者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先8	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目30に基づく利用のため番号法9条第2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する国民健康保険の資格を有する者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先9	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目34に基づく利用のため番号法9条第2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する国民健康保険の資格を有する者。
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。

移転先10	こども政策課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目37に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する児童扶養手当対象者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先11	高齢者いきがい課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目41に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先12	こども安全課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目44に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する当該措置を受け、若しくは受けようとする寡婦対象者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。

移転先13	こども安全課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目45に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する申請者及び申請者と同一世帯に属する者。
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先14	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目47に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する障害児福祉手当対象者。
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先15	健康づくり支援課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目49に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する保健指導・健康診査等対象者。

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先16	こども政策課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目56に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する児童手当対象者。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先17	医療助成課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目59に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する後期高齢者医療保険対象者。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先18	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目63に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する要支援者及び被支援者であった者。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。	
移転先19	介護保険課	
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目68に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。	
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	
③移転する情報	市・県民税関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	川越市に住所を有する介護保険対象者。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。	
移転先20	保健予防課	
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目70に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。	
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	
③移転する情報	市・県民税関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。	

移転先21	成人健診課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目76に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先22	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目84に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。
移転先23	こども政策課、保育課
①法令上の根拠	番号法別表第一の項目94に基づく利用のための番号法第9条2項に基づく条例を定める予定。
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	市・県民税関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者。
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>1. 本市のサーバ設置場所は、ICカード等での入室管理を行っており、あらかじめ許可された者のみが入室できるようになっている。</p> <p>2. 審査システム(eLTAX)のサーバ及び国税連携システム(eLTAX)のサーバは、 ○有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 ○また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </p>
	<p>その妥当性</p> <p>地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、保存期間を定めている。</p>
③消去方法	<p>○保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。</p> <p>○保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。</p> <p>○審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する市民税課職員が手作業でデータを消去する。</p> <p>○情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p>
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■住民税マスタファイル(全記録項目:2339項目、「重複なし」:1150項目)

【賦課情報】(記録項目数:204項目、「重複なし」:58項目)

年度、宛名コード、連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、更新年月日、更新時分、消除区分、資料区分、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配区分、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従区分、事業所家屋敷区分、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従人数、生活保護該当区分、所得控除件数、所得控除区分、所得控除額、分離譲渡条文区分、分離譲渡条文コード、月割額、月別特徴指定番号、月別特徴個人番号、期割額、自治体識別コード、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【賦課溢れ情報】(記録項目:206項目、「重複なし」:8項目)

年度、宛名コード、連番、徴収区分、所得控除区分、所得控除額、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【異動情報】(記録項目:11項目、「重複なし」:11項目)

年月度、宛名コード、更新日付、更新時刻、課税年度、処理コード、更新年月日、異動後賦課連番、プリントフラグ、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【従業員情報】(記録項目:7項目、「重複なし」:11項目)

年度、特徴指定番号、特徴個人番号、宛名コード、従業員状態、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【事業所基本情報】(記録項目:32項目、「重複なし」:10項目)

年度、特徴指定番号、連番、宛名コード、特徴最終個人番号、特徴月割額、特徴月別人員、特徴通知日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【事業所管理情報】(記録項目:18項目、「重複なし」:10項目)

特徴指定番号、宛名コード、納入書発送区分、納期特例区分、納特開始年月、納特終了年月、給報受付年月日、給報受付枚数、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【個人基本情報】(記録項目:77項目、「重複なし」:41項目)

年度、宛名コード、宛名区分、性別、生年月日、和暦生年月日、世帯コード、続柄コード、生活保護該当区分、本人専従区分、事業所家屋敷区分、被扶養区分、障害者区分、寡婦区分、寡夫区分、個人コメント、賦課氏名カナ、賦課氏名漢字、賦課住所区分、賦課住所コード、賦課住所番地、賦課住所枝番、賦課住所小枝番、賦課住所、賦課住所方書、新規フラグ、本人希望徴収区分、世帯外被扶養区分、世帯外扶養区分、世帯外扶養宛名C、世帯外扶養氏名、住申発送区分、未申告区分、自治体識別コード、扶養否認区分、扶養否認宛名C、扶養否認続柄、扶養対象宛名C、扶養対象氏名、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【個人基本メモ情報】(記録項目:8項目、「重複なし」:5項目)

年度、宛名コード、個人基本メモ、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【過年度情報】(記録項目:19項目、「重複なし」:19項目)

課税年度、宛名コード、連番、枝番、調定年度、過年度増分税額、異動前普徴均等割市、異動前普徴均等割県、異動前普徴所得割市、異動前普徴所得割県、異動後普徴均等割市、異動後普徴均等割県、異動後普徴所得割市、異動後普徴所得割県、過年度納期限、過年度通知日、賦課連番、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【資料情報】(記録項目:119項目、「重複なし」:51項目)

年度、資料区分、資料番号、宛名コード、氏名カナ、生年月日、特徴指定番号、特徴個人番号、受給者番号、控対配有区分、控対配老区分、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶障配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従区分、中途就退区分、中途就退年月日、事業所家屋敷区分、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、乙欄区分、専従配偶者、専従人数、生活保護該当区分、次年度住申発送、所得控除件数、所得控除区分、所得控除額、分離譲渡条文区分、分離譲渡条文コード、警告コード、エラーコード、電話番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【資料溢れ情報】(記録項目:65項目、「重複なし」:7項目)

年度、資料区分、資料番号、所得控除区分、所得控除額、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【賦課計算基礎値情報】(記録項目:783項目、[重複なし:319項目])

年度、基礎控除、配偶者控除一般、配偶者控除老人、扶養控除一般、扶養控除老人、扶養控除同居老、扶養控除同特、扶養控除同特加算、扶養控除特定、扶養控除特定同特、障害者控除普通、障害者控除特別、寡婦控除、寡婦加算控除、寡夫控除、勤労学生控除、老年者控除、生命保険控除額、一般生保控除額、個人年金分控除額、損害保険料控除額、地震保険料控除額、損保短期控除額、損保長期控除額、障害者非課税限度額、未成年非課税限度額、老年者非課税限度額、寡婦非課税限度額、寡夫非課税限度額、所得割調整基準額、所得割調整加算額、老年者控除限度額、学生控除限度額、学生控除不労限度額、寡婦控除所得限度額、寡婦加算控除所得限度額、寡夫控除所得限度額、医療控除限度額、配偶者特別控除所得額、配偶者特別控除額、配偶者扶養所得限度額、白専配偶者控除額、白専その他控除額、総合譲渡特控限度額、一般所得特控限度額、山林所得特控限度額、寄付金限度率、寄付金差引限度額、市区町村均等割、都道府県均等割、均等割非課税限度額、均等割非課税加算額、市区町村課税標準額、市区町村税率、市区町村速算控除、都道府県課税標準額、都道府県税率、都道府県速算控除、所一基礎控除、所一配偶者控除一般、所一配偶者控除老人、所一扶養控除一般、所一扶養控除老人、所一扶養控除同居老、所一扶養控除同特、所一扶養控除同特加算、所一扶養控除特定、所一扶養控除特定同特、所一障害者控除普通、所一障害者控除特別、所一寡婦加算控除、所一寡夫控除、所一勤労学生控除、所一老年者控除、所一生命保険控除額、所一一般生保控除額、所一個人年金分控除額、所一損害保険料控除額、所一地震保険料控除額、所一損保短期控除額、所一損保長期控除額、所一配偶者所得額、所一配偶者特別控除額、所一住宅取得控除額、所一耐震改修控除額、所一青色特別控除額、所一青色特控簡易、所一寄付金限度率、所一寄付金差引限度額、所得税課税標準額、所得税率、所得税速算控除、超短土地市区町村、超短土地都道府県、超短土地国、土地等市区町村、土地等都道府県、土地等国、分短一般市区町村、分短一般都道府県、分短一般国、分短軽減市区町村、分短軽減都道府県、分短軽減国、分長一般市区町村以下、分長一般都道府県以下、分長一般国以下、分長一般市区町村超、分長一般都道府県超、分長一般国超、分長特定市区町村以下、分長特定都道府県以下、分長特定国以下、分長特定市区町村超、分長特定都道府県超、分長特定国超、分長特定市区町村、分長特定都道府県、分長特定国、分長軽課市区町村以下、分長軽課都道府県以下、分長軽課国以下、分長軽課市区町村超、分長軽課都道府県超、分長軽課国超、分長一般市区町村加算、分長一般都道府県加算、分長一般国加算、分長一般境界値、分長特定市区町村加算、分長特定都道府県加算、分長特定国加算、分長特定境界値、分長軽課市区町村加算、分長軽課都道府県加算、分長軽課国加算、分長軽課境界値、肉売価額市区町村、肉売価額都道府県、肉売価額国、有価証券市区町村、有価証券都道府県、有価証券国、超短土地比較率、土地等比較率、分短一般比較率、配当控除市控除率以下、配当控除市控除率超、配当控除県控除率以下、配当控除県控除率超、所一配当控除率以下、所一配当控除率超、配当控除境界値、平均変動臨時以上率、平均変動臨時以下率、特別減税率、特別減税限度額、特別減税開始月、特別減税額本人、特別減税額配偶、特別減税額扶養、所一特別減税率、所一特別減税限度額、所一特別減税額本人、所一特別減税額配偶、所一特別減税額扶養、所一外貨建配当率以下、外貨建配当市率以下、外貨建配当県率以下、所一外貨建配当率超、外貨建配当市率超、外貨建配当県率超、所一その他配当率以下、その他配当市率以下、その他配当県率以下、所一その他配当率超、その他配当市率超、その他配当県率超、先物取引市区町村、先物取引都道府県、先物取引国、所一生命定数、所一生命率、所一生命加算数、所一個年定数、所一個年率、所一個年加算数、生命所住変換定数、生命所住変換率、生命所住変換加算額、個年所住変換定数、個年所住変換率、個年所住変換加算額、所一損保短期定数、所一損保短期率、所一損保短期加算額、所一損保長期定数、所一損保長期率、所一損保長期加算額、損保短期変換定数、損保短期変換率、損保短期変換加算額、損保長期変換定数、損保長期変換率、損保長期変換加算額、公年金以上定数、公年金以上定数超、公年金以上控除額、公年金以上率超、公年金以上率超、公年金以上加算額、公年金以上加算額超、公年金未満足数、公年金未満足数超、公年金未満足控除額、公年金未満足率超、公年金未満足率超、公年金未満足加算額、公年金未満足加算額超、所一配特範囲控有定数、所一配特控有控除額、所一配特範囲控無定数、所一配特控無控除額、配特範囲控有定数、配特控有控除額、配特範囲控無定数、配特控無控除額、給与収入範囲、給与収入範囲超、給与所得分子、給与所得分子超、給与所得分母、給与所得分母超、給与所得定数、給与所得定数超、給与中間切捨有無、給与中間切捨有無超、期数、市区町村区分、都道府県区分、敬称区分、上場株式市区町村、上場株式都道府県、上場株式国、株式報告書市区町村、株式報告書都道府県、株式報告書国、配当割分市区町村、配当割分子都道府県、配当割分母、配当割端数区分、株式譲渡割分市区町村、株式譲渡割分子都道府県、株式譲渡割分母、株式譲渡割端数区分、人的控除判定額、人的控除限度額、人的控除率、切替日、住借控除限度額、上場株式配当市区町村、上場株式配当都道府県、上場株式配当国、新生命保険控除額、新一般生保控除額、介護医療保険控除額、新個人年金分控除額、所一新生命保険控除額、所一新一般生保控除額、所一新介護医療保険控除額、所一新個人年金分控除額、所一新生命定数、所一新生命率、所一新生命加算数、所一新介護医定数、所一新介護医率、所一新介護医加算数、所一新個年定数、所一新個年率、所一新個年加算数、住一生命定数、住一生命率、住一生命加算数、住一個年定数、住一個年率、住一個年加算数、住一新生命定数、住一新生命率、住一新生命加算数、住一介護医定数、住一介護医率、住一介護医加算数、住一新個年定数、住一新個年率、住一新個年加算数、生命所支変換定数、生命所支変換率、生命所支変換加算額、個年所支変換定数、個年所支変換率、個年所支変換加算額、新生命所支変換定数、新生命所支変換率、新生命所支変換加算額、介護医所支変換定数、介護医所支変換率、介護医所支変換加算額、新個年所支変換定数、新個年所支変換率、新個年所支変換加算額、生命保険控除逆算区分、復興特別所得税率、特支出控給与収入値、特支出控給与所得控除値、拡張領域、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【上昇率情報】(記録項目:33項目、[重複なし:33項目])

年度、給与収入、公の年金収入、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、投信配当所得、雑所得、一時所得、総短所得、総長所得、超短土地所得、土地等所得、分短一般、分短軽減、分長一般、分長特別、分長軽課、山林所得、退職所得、株式譲渡益、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、共済等掛金控除、住民税寄付金支払、損害保険所得控除、生命保険所得控除、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年月度情報】(記録項目:6項目、[重複なし:6項目])

年月度一締日、年月度一年月度、年月度一特徴通知日、年月度一普徴発送日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【異動累積情報】(記録項目:16項目、[重複なし:16項目])

連番、現在件数、最大件数、警告件数、処理区分、処理年月日、処理時刻、端末名、職員コード、宛名コード、特徴指定番号、課税年度、メンテ区分、異動前後、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【賦課マスタ情報】(記録項目:440項目、[重複なし]:344項目)

年度、宛名コード、連番、徴収区分、賦課レコード状態、処理コード、更正事由、異動年月日、済期、開始期、済月、開始月、更新年月日、更新時分、消除区分、資料区分、給与合算区分、受給者番号、非課税区分、控対配区分、配特区分、扶養同老人数、扶養老人数、扶養他人数、扶養特定人数、障害同特人数、障害特人数、障害他人数、扶養配合区分、本人特障、本人他障、夫あり、未成年、老年者、寡婦一般、寡婦特別、寡夫、勤労学生、本人専従区分、事業所家屋敷区分、均等割区分、本人希望徴収区分、青色申告区分、専従配偶者、専従人数、生活保護該当区分、余白一賦課、給与収入、専従給与収入、配当割、株式譲渡割、公の年金収入、総合雑、特徴分年金収入、収入一予備、営業所得、農業所得、他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、投信配当所得、雑所得、一時所得一特後、総短所得一特後、総長所得一特後、免税所得、肉牛売却所得、変動所得、臨時所得、変超所得、変動臨時前年、変動臨時前前年、超短土地所得、土地等所得、分短一般一特後、分短軽減一特後、分長一般一特後、分長特定一特後、分長軽減一特後、分長軽減一特後、山林所得一特後、退職所得、居住用財産損失、肉牛売却価額、譲渡益、譲渡一時所得、特定居住用譲渡損、外貨建て証券投信、その他証券投信、商品先物取引所得、上場株式所得、株報告書所得、上場株式配当所得、所得税配当所得、非課税所得、所得ゼロコード、総合譲渡一特前、一時所得一特前、分短一般一特前、分短軽減一特前、分長一般一特前、分長特定一特前、分長軽減一特前、分長軽減一特前、山林所得一特前、特前一予備、分短一般一条文、分短軽減一条文、分長一般一条文、分長特定一条文、分長軽減一条文、分長軽減一条文、繰越損失一純、繰越損失一雑、総合譲渡短一特控、総合譲渡長一特控、みなし繰越損失、投資リース控除、特定支出控除額、専従控除合計、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、共済等掛金控除、寄付金控除、一般生保所税控除、一般生命保険支払、生保所得税控除、個人年金支払、損保長期支払、損保短期支払、生命保険料控除民税入力、損害保険控除民税入力、配偶特別控除民税入力、ふるさと寄附金、共募日赤寄附金、都道府県寄附金、市区町村寄附金、控除一予備、損害保険控除国、所得税寄付金控除、所得税配特控除、住宅取得控除、配当控除、外国税額控除、個人年金所税控除、損保長期所税控除、損保短期所税控除、住宅耐震改修控除、電子申告等控除、寄附金控除市、寄附金控除県、所得税控除予備、繰越損失一株式、繰越損失一先物、勤労所得、不労所得、差引所得税額、所得税額、給与所得、公の年金所得、生命保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶特別控除、扶養控除、基礎控除、一般生保民税控除、個人年金民税控除、損害保険民税控除、損保長期民税控除、損保短期民税控除、所得控除一予備、適用控除合計、本人勤労所得、本人不労所得、翌年度繰越損失、総所得、非課税判定所得計、課税所得計、扶養判定所得計、超短土地一繰後、土地等一繰後、分短一般一繰後、分短軽減一繰後、分長一般一繰後、分長特定一繰後、分長軽減一繰後、分長軽減一繰後、山林一繰後、譲渡益一繰後、退職一繰後、平均対象額、平均調整所得、平均特別所得、平均平均税率市、平均平均税率県、平均調整所得市、平均調整所得県、平均特別所得市、平均特別所得県、総所得一課標、超短土地一課標、土地等一課標、分短一般一課標、分短軽減一課標、分長一般一課標、分長特定一課標、分長軽減一課標、分長軽減一課標、山林所得一課標、証券所得一課標、退職所得一課標、先物所得一課標、上場株式一課標、株式配当一課標、課標一予備、株式配当一繰後、上場株式一繰後、先物所得一繰後、総所得金額等、総所得市一算出、総所得県一算出、超短土地市一算出、超短土地県一算出、土地等市一算出、土地等県一算出、分短一般市一算出、分短一般県一算出、分短軽減市一算出、分短軽減県一算出、分長一般市一算出、分長一般県一算出、分長特定市一算出、分長特定県一算出、分長軽減市一算出、分長軽減県一算出、分長軽減市一算出、分長軽減県一算出、山林所得市一算出、山林所得県一算出、肉売価額市一算出、肉売価額県一算出、証券所得市一算出、証券所得県一算出、退職所得市一算出、退職所得県一算出、先物所得市一算出、先物所得県一算出、上場株式市一算出、上場株式県一算出、株式配当市一算出、株式配当県一算出、算出一予備、配当控除市、配当控除県、所得割調整市、所得割調整県、差引所得割市、差引所得割県、配当割市、配当割県、株式譲渡割市、株式譲渡割県、配当割等還付額、軽減区分、軽減申請、その他情報、老年者特例控除市、老年者特例控除県、外国税額控除市、外国税額控除県、減免前所得割市、減免前所得割県、減免前均等割市、減免前均等割県、減免所得割市、減免所得割県、減免均等割市、減免均等割県、年税額、年税所得割市、年税所得割県、年税均等割市、年税均等割県、特徴税額、特徴所得割市、特徴所得割県、特徴均等割市、特徴均等割県、普徴税額、普徴所得割市、普徴所得割県、普徴均等割市、普徴均等割県、前納報奨金、特別減税所得割市、特別減税所得割県、計算値老年者区分、警告コード、エラーコード、特徴指定番号、特徴個人番号、氏名カナ一NH、生年月日、自治体識別コード、控除判定合計所得、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、配当割等充当額、控除不足額、人的控除額市、人的控除額県、住借特別控除可能、住借特別控除額、住借税額控除市、住借税額控除県、所得変動軽減額、所得変動軽減額市、所得変動軽減額県、納付書区分、年金特徴税額、年金特徴所得割市、年金特徴所得割県、年金特徴均等割市、年金特徴均等割県、年金特徴普徴税額、新一住借特別控除可能額、新一住借区分、新一居住開始年月日、新一年末残高、ユーザ拡張領域、ユーザ拡張領域余白、月割額、月別特徴指定番号、月別特徴個人番号、期割額、年金特徴回数割額、余白

【公的年金支払報告情報】(記録項目:66項目、[重複なし]:50項目)

年度、資料区分、資料番号、宛名コード、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、作成年月日、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、支払金額、源泉徴収金額、本人特障、本人他障、控対配区分、控対配老区分、扶養特定人数、扶養老人数、扶養他人数、障害特人数、障害他人数、社会保険料金額、障害同特人数、支払年分、特別寡婦、寡婦寡夫、扶養年少人数、法定資料の種類、本支店等区分番号、提出義務者の住所又は所在地、提出義務者の氏名又は名称、提出義務者の電話番号、整理番号、提出者の住所又は所在地、提出者の氏名又は名称、訂正表示、国外住所表示、未払金額、未徴収金額、老年者、摘要、受給者番号、指定番号、予備

【年金受給者情報】(記録項目:49項目、[重複なし]:34項目)

年度、基礎年金番号、連番、特徴該当フラグ、宛名コード、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金コード、生年月日、性別コード、氏名カナ、氏名シフトコード、氏名、郵便番号、住所カナ、住所シフトコード、住所、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額、予備、年金保険者用整理番号、仮徴収額月、捕捉依頼結果、月特徴処理結果、処理結果期割フラグ、検索用氏名カナ、作成更新日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年金連携情報】(記録項目:12項目、[重複なし]:12項目)

年月度、宛名コード、通知内容コード、連番、各種区分、各種年月日、結果取込日、処理済フラグ、異動通知処理日、特徴停止理由コード、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【他業務年金特徴管理情報】(記録項目:37項目、[重複なし:30項目])

年度、業務区分、基礎年金番号、通知内容コード、連番、対象年月、市町村コード、特別徴収義務者コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金コード、生年月日、性別コード、氏名カナ、氏名シフトコード、氏名、郵便番号、住所カナ、住所、住所シフトコード、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額、予備、年金保険者用整理番号、個人コードー個人番号、作成更新日、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年金特徴支払回数割情報】(記録項目:12項目、[重複なし:7項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、年金特徴期、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【年金特徴仮徴収情報】(記録項目:10項目、[重複なし:8項目])

年度、宛名コード、連番、徴収区分、年金特徴期、自治体識別コード、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【給与報告支払書納税者ID】(記録項目:8項目、[重複なし:8項目])

年度、特徴指定番号、納税者ID、給報取込日、税通出力日、表示区分、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【コード情報1】(記録項目:9項目、[重複なし:9項目])

コードID、コード、名称、名称、開始年、終了年、賦課、資料、表示

【システム管理情報】(記録項目:56項目、[重複なし:8項目])

年度、最終証明書番号、証明書番号フラグ、資料番号採番区分、最終資料区分、最終資料番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【アクセスログ情報】(記録項目:15項目、[重複なし:13項目])

アクセス日付、アクセス時刻、端末名、職員番号、業務コード、処理コード、画面ID、住民票コード、個人コード、世帯コード、国保記号番号、基礎年金番号、車両コード

【証明書ジャーナル情報】(記録項目:12項目、[重複なし:12項目])

課税年度、証明書番号、証明書名称、証明書発行日、納税義務者宛名コード、賦課期日氏名、賦課期日住所、公印フラグ、職員番号、端末番号、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【不均一課税基礎値情報】(記録項目:8項目、[重複なし:8項目])

年度、旧自治体識別コード、市区町村均等割、均等割非課税限度額、均等割非課税加算額、期数、タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻

【共有情報情報】(記録項目:2項目、[重複なし:2項目])

識別子、領域

(別紙1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

項番	提供先	提供先における用途
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの。
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。

項番	提供先	提供先における用途
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの。
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。

項番	提供先	提供先における用途
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの。
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの。
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの。
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの。
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。

項番	提供先	提供先における用途
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。

項番	提供先	提供先における用途
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの。
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1. 本人等からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民から申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ○情報入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ○申告が代理人であった場合には、身分証明書の提示を求めることで、申告者の情報であることを確認している。 ○個人住民税課税システムに登録する際に、対象者が本市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の処理を行っている。 <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ○eLTAX・国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 ○電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者、法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。 ○本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、速やかに該当の市区町村に回送する。 ○eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。(eLTAXについては以下3を参照。) <p>3. eLTAXからの入手</p> <p>【本人又は本人の代理人】</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)の確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 <p>【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、公的年金等支払者から提出されたDVDに記録された情報を格納しており、DVDに記録された提出先情報により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報に制限がされている。 <p>【国税庁、他市区町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○申告情報の入手については、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、窓口受付の場合、記載指導により必要な情報以外は記載させないようにする。 ○ unnecessary書類は受け取らないようにする。もし unnecessary書類を提出された場合は返還する。</p> <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づいて情報を取得するため必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>3. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○審査システム(eLTAX)は、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 【国税庁】 ○国税連携システム(eLTAX)は、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 【他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)は、国税庁から法令等により定められた様式で他市区町村に送信された情報のうち、本市に課税権がある情報のみ、本市を送付先として指定されて送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>本人以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱い職員に対する研修を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○文書による申告の憑憑(呼び掛け)の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明文を同封する。 ○来庁による申告等の際、特定個人情報を課税資料として使用する旨の説明を十分に行う。</p> <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○他団体等及び官公署等及び本市他部署から提出された課税資料の基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックした上で入手している。 ○事業所等からの支払報告書や申告書の情報の一部は、国税連携やeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ○eLTAXによる入手については、eLTAX利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。(eLTAXにより入手については3を参照。)</p> <p>3. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○公的年金等支払者が、地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの公的年金等支払報告書等のデータをDVDで提供する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、公的年金等支払者は個人番号の記載が必要であると認識した上で公的年金等支払報告書等を報告することとなる。 【国税庁、他市区町村】 ○国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第10条の2の9、(※固定資産税:第15条の4の2、事業所税第24条の27)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ○本人の代理人が申告書等を提出する場合は、代理人の本人確認を行う。</p> <p>2. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 ○番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] 【国税庁] ○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は①と同様である。) 【他市区町村] ○国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「【本人又は本人の代理人】」と同様である。)</p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。</p> <p>2. 本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手 ○他団体等からの申告情報の入手については、個人番号及び基本4情報は、本市保有情報とのバッチ処理によって突合し、チェックしている。</p> <p>3. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 ○税務システムは、中間サーバと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] 【国税庁] ○特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は①と同様である。) 【他市区町村] ○国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「【本人又は本人の代理人】」と同様である。)</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1. 本人等からの入手 ○入手した情報については、窓口での聞き取り、添付書類や課税資料に記載されている内容との照合等の確認をすることで正確性を確保している。 ○職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ○庁内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保している。</p> <p>2. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] ○eLTAXは、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 ○審査システム(eLTAX)で保管している情報は、税務システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○eLTAXは、公的年金等支払報告書等について、書面に代えてDVDにより受付を行い、審査システム(eLTAX)が、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 ○審査システム(eLTAX)で保管している情報は、税務システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 【国税庁】 ○正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 【他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 本人等からの入手 ○窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接申告書等を收受する。 ○申告会場での申告については、責任者が申告書を取りまとめ、確実に市民税課に持ち帰る。 ○郵送の場合は、返信用封筒や記載要領に担当課の宛名・住所を明記して、確実に返送されるようにする。 ○庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用している。 ○媒体による入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行っている。 ○紙媒体については、課税処理の段階ごとに保管場所を定め、情報の漏えい・紛失を防止している。</p> <p>2. eLTAXからの入手 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)] ○審査システム(eLTAX)において給与支払報告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)] ○審査システム(eLTAX)において公的年金等支払報告書等を入手するに当たっては、公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)が情報が記録されたDVDをセキュリティ便又は持参により取得し、地方税ポータルセンタ(eLTAX)の年金特徴システムに格納する。DVDは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)内で保管した後、セキュリティ便で公的年金等支払者に返却する。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号連携サーバは、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、個人住民税課税システムへはアクセス制限を設け、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	○個人住民税課税システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ○個人住民税課税システムでアクセス制御しており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行う。
その他の措置の内容	インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人住民税課税システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーIDと認証機能(又はパスワード)による個人認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発行管理 ○あらかじめ定められているアクセス権限を、システム管理者が、業務に必要な職員にのみユーザーIDの発行を行っている。 2. 失効管理 ○権限を有していた職員の異動退職等が発生した際は、速やかにシステム管理者が当該ユーザーIDの失効を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○個人住民税課税システムを利用する職員個人に対してユーザーIDを発行している。 ○人事異動等が発生した際には、システム管理者が、業務上アクセスが不要となったユーザーIDが確認できしだい、そのユーザーIDやアクセス権を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	○個人住民税課税システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等)の記録を行う。 ○記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。
その他の措置の内容	○端末PCについて、不正利用対策として、業務作業を行う際には、個人認証してログインできるようにし、業務から離れて再度システムにログインする際には、個人認証を行うようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	○地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している。 ○個人住民税課税システムへのログイン記録、個人を特定する検索、特定後の操作ログの記録を行う。 ○アクセスログを保有・管理しており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。 ○職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>○地方税法第22条において、秘密漏えいに関する罪が規定されており、法の遵守を徹底するよう指導している。</p> <p>○バックアップ処理は、セキュリティ区画内に限定しており、実行権限を持つものを限定している。</p> <p>○外部媒体へのデータの書き出しについては、申請があった場合のみ書き出しを許可しており、データの書き出しは特定の端末で実施する。</p> <p>○バックアップ以外のファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導している。</p> <p>○バックアップ以外のファイルの不必要な複製しないよう、派遣者、委託先に対し指導する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○個人住民税課税システムにおいて、個人番号を表示させる画面を限定し、その画面を操作できる者を権限ある者に限定するようにする。

○端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>○外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてISMSやプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件とする。また、事業実績など社会的信用と能力があることを確認する。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。</p> <p>審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<p>○委託従業者に対し、個人情報保護に関わる誓約書の提出を義務付ける。</p> <p>○誓約書の提出があった委託従業者に対してのみシステム操作の権限を与える。</p> <p>○アクセス権限を付与する委託従業者数を必要最小限にする。</p> <p>○委託従業者に付与するアクセス権限を必要最小限にする。</p> <p>○特定個人情報ファイルを取扱う作業では、申請を受けて委託従業者を限定し、アクセス権限を委託元で管理する。</p> <p>○委託に関わる実施体制の提出を義務付ける。</p>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>○委託従業者が使用する端末の操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行う。</p> <p>○定期的に不正なアクセスがないことの確認を行う。</p> <p>○操作ログは外部媒体に年度ごとに分け10年間保管する。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○委託業者に特定個人情報を保管させない。</p> <p>○再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</p> <p>○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○運用支援・改修に関して、契約書にて委託業務実施場所を市役所内に限定し、外部への持ち出しを禁止する。</p> <p>○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>○データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は、消去又は廃棄する。</p> <p>○委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。</p>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>○特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ○特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ○特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ○事故発生又は事故発生の生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに報告し、適切な対応を行う。 ○作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ○特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ○委託業者の管理者は、個人情報の取扱い状況について作業期間中及び作業期間完了後にチェックを行い、委託元へ書面により報告する。 ○随時、職員は委託業者に対して、必要な調査や報告を求めることができる。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	通常の委託と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>○既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供及び移転されることはない。なお、既存システムの操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、記録は外部媒体に年度ごとに分け10年間保存する。</p> <p>○データを書き出し、又は紙ベースでの受け渡しにより特定個人情報の提供及び移転を行う場合は、日時、提供元及び移転先の部署及び担当者、どのような目的・用途、どのような方法、どのような特定個人情報を受け渡すのか書面により明確にし、記録する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) 【本人又は本人の代理人】 ○審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。</p> <p>【給与支払者】 ○審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ○審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。</p> <p>○地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へDVDを搬送する際には、持ち出し状況を記録している。</p> <p>【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。(記録の保存期間は最大730日)</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>○データを書き出し、又は紙ベースでの受け渡しの際には、移転先から特定個人情報のデータ利用申請の提出を受け、データ移転元及びシステム管理担当部署がその法的根拠等を確認し、承認を得たデータのみ移転を許可する。</p> <p>○特定個人情報を取扱う職員を対象に、取扱いやルール等の研修を定期的実施する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者】 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ○審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <p>【国税庁、他市区町村】 ○国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	
その他の措置の内容	マシン室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を管理し、個人情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>○番号法別表第1に該当する個人番号利用事務の庁内連携は、外部ネットワークから切り離された庁内ネットワークで行う。</p> <p>○既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供及び移転されることはない。なお、既存システムの操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、記録は外部媒体に年度ごとに分け10年間保存する。</p> <p>○データを書き出し、又は紙ベースでの受け渡しにより特定個人情報の提供及び移転を行う場合は、日時、提供元及び移転先の部署及び担当者、どのような目的・用途、どのような方法、どのような特定個人情報を受け渡すのか書面により明確にし、記録する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) 【本人又は本人の代理人】 【給与支払者】</p> <p>○審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)にログインをして確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <p>○審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>○地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDによる提供の場合には、一般社団法人地方税電子化協議会と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。</p> <p>【国税庁、他市区町村】</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は接続先が固定されたLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>○国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

○既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報の提供及び移転が誤った相手にされることはない。なお、既存システムの操作ログ及び特定個人情報ファイルを使用したアクセス記録を行い、記録は外部媒体に年度ごとに分け10年間保存する。

○データ移転先から特定個人情報のデータ利用申請を提出させ、データ移転元及び電算処理担当部署がその法的根拠等を確認し、承認を得たデータのみ移転を許可する。

(eLTAXで提供する分)
【本人又は本人の代理人】
【給与支払者】
 ○審査システムで提供する電子データについては、本市と提供者との間の情報連携については、本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは接続先が固定されたLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から利用者までは、インターネット回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。
【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】
 ○審査システムで提供する電子データについては、本市と提供者との間の情報連携については、本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは接続先が固定されたLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。
 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。
【国税庁、他市区町村】
 ○国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。
 本市と国税庁との間の情報連携については、本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは接続先が固定されたLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。
 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他市区町村までは、接続先が固定されたLGWAN回線が利用されているほかは、同様である。

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が確保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>2. 既存システムから接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、管理・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2. 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2. 情報提供データベース管理機能により、情報提供データベースへのインポートデータの形式チェックと、接続端末の画面表示等を提供してしまうリスクに対応している。 3. 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <p>1. サーバ設置場所では、ICカード等での入室管理を行っており、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</p> <p>2. 記録媒体及び紙媒体の保管場所については、必ず施錠管理を行う。</p> <p>3. 業務用端末については、盗難防止用ワイヤーを取り付ける、又は施錠管理できる場所に保管する。 ※施錠管理する際の鍵は所属長が責任を持って管理する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <p>1. ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を随時を行う。</p> <p>2. 外部ネットワークから切り離された庁内ネットワークを運用することで、外部からの不正アクセス対策を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する措置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○個人住民税課税システムに存在する賦課情報(国税関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報)については、毎年使用するデータを入手し、更新・賦課決定を行っている。</p> <p>○賦課決定した内容については、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>○保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。</p> <p>○保存年限が過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><本市における措置> 1. 評価書に記載したとおりに運用ができているか、担当部署において、年に1度、担当部署において自己点検を実施する。 2. 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><eLTAXにおける措置> 1. 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><本市における措置> 1. 特定個人情報に対する監査人を選出し、定期的に監査を実施する。 2. 監査内容 (1) 評価書記載事項と運用実態の確認 (2) 個人情報保護に関する確認 (3) 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育等の実施の確認 (4) 業務時間中に事務担当課への立ち入りによる運用状況の確認 (5) その他必要があると認められる事項の確認 3. 監査結果の活用 (1) 監査の結果は、書面で事務担当部署へ通知する。 (2) 注意、指示事項等があった場合は、事務担当部署はその内容の改善を行い、監査人は改善状況の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><eLTAXにおける措置> 1. 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><本市における措置> 1. 特定個人情報の取扱いに携わる職員及び委託従事者に対し、情報セキュリティ研修等を定期的に実施する。 2. 違反行為が確認された場合は、違反行為を行った者に対し、速やかに必要な措置を講じ、情報管理者は、再発防止対策を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバープラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1. 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川越市役所 総務部 総務課 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 電話 049-224-5550
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付は作成費用として10円/1面(白黒)、送付を要する場合は別途送料が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル
公表場所	市役所東庁舎1階 情報公開窓口
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川越市役所 政策財政部 市民税課 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 電話 049-224-5640
②対応方法	○問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 ○必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「川越市意見公募手続条例」に基づきパブリックコメントを実施する。 実施に際しては、市広報や川越市役所ホームページ等で案内を行う。
②実施日・期間	平成26年12月19日から平成27年1月18日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見の聴取後に記載。
⑤評価書への反映	意見の聴取後に記載。
3. 第三者点検	
①実施日	意見の聴取後に記載。
②方法	川越市個人情報保護審議会による点検。
③結果	第三者点検実施後に記載。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明